| | |
|---|---|
| 在フランス日本国大使 | |
| 在ポルトガル日本国大使 | |
| 在シドニー日本国総領事 | |
| 在パース日本国総領事 | |
| 在ブリスベン日本国総領事 | |
| 在メルボルン日本国総領事 | |
| 在オークランド日本国総領事 | |
| 在ウガンダ日本国大使 | |
| 在カメルーン日本国大使 | |

**○法務省告示第四百二十二号**

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年十月二十七日から効力を生ずる。

平成二十四年十月十日

法務大臣　田中　慶秋

兵庫県相生市長

北海道上川郡清水町長

**○法務省告示第四百二十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年三月十六日法務省告示第百十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十日

法務大臣　田中　慶秋

第一号の表中「福井県越前市岩本町九号四番地」を「福井県越前市千原町第二号六番地」に改める。

**○法務省告示第四百二十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十日

法務大臣　田中　慶秋

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ヨシテク工業株式会社 | 岐阜県揖斐郡大野町大字下方千百十五番地一 |
| 溶接 | |

**○法務省告示第四百二十五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十日

法務大臣　田中　慶秋

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| アグサメタル株式会社 | 広島県福山市南手城町二丁目二十四番二十五号 |
| 溶接 | |

**○法務省告示第四百二十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十日

法務大臣　田中　慶秋

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社和多屋別荘 | 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙七百三十八番地 |
| ホテル業務 | |

**○外務省告示第三百三十九号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年九月十八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年十月十日

外務大臣　玄葉光一郎

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 平成24年9月18日 | 2004年9月9日 | TG5827597 |

**○厚生労働省告示第五百四十六号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（平成三年労働省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十日

厚生労働大臣　三井　辨雄

「アントラセン」を「二―アミノ―四―クロロフェノール」に、「一―ブロモ―三―クロロプロパン」を「一―ブロモ―三―クロロプロパン　一―ブロモブタン」に改める。

**○国土交通省告示第千八十六号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

一　縦覧開始の日　平成二十四年十月十一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県八街市八街は一〇二番地独立行政法人都市再生機構酒々井南部現地事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

**○国土交通省告示第千八十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

豊漁沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千三号で指定した土地の区域を除く。）

北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内

三四九番地先河川敷　一号

三四九番　二号

国有林一二三林班る小班　三号から五号まで

国有林一二二林班う小班　六号及び七号

二四六番一　八号

二二七番一　九号

二二七番一地先河川敷　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

外記川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和六十三年建設省告示第千六百号で指定した同号三十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道上磯郡知内町字元町

七一番一　一号から五号まで

八五番一　六号及び七号

九六番一　八号から十四号まで

九七番一　十五号

四七番五地先河川敷　十六号